

中小企業経営強化税制 Q&A集(ABC類型共通) (抄)

共-1	設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。	設備の修繕等は対象となりません。
共-2	本税制の対象となる生産等設備とはどのような設備を指すのか。	生産等設備とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものをいいます。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は対象外となります。一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となります。
共-3	働き方改革に資する設備は、本税制の対象となる生産等設備に該当するか。	<p>例えば、次のような減価償却資産は本税制の対象となる生産等設備に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物附属設備の例 生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等の中に設置される施設(食堂、休憩室、更衣室、ロッカールーム、シャワールーム、仮眠室、トイレ等)に係る建物附属設備(電気設備、給排水設備、冷暖房設備、可動式間仕切り等)</li> <li>・器具及び備品の例 工場、店舗、作業場等で行う生産等活動のために取得されるもので、その生産等活動の用に直接供される器具備品(テレワーク用電子計算機等)、ソフトウェア(テレビ会議システム、勤怠管理システム等)</li> </ul> <p>詳しくは、下記の質疑応答事例(国税庁)をご確認ください。  <a href="https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm">https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm</a></p>
共-4	自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。	取得(購入)するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。
共-5	中古品は対象となるのか。	中古品は対象となりません。
共-6	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用)、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額(即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等)のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

共- 36	<p>設備を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業経営強化税制を利用することはできないのか。</p>	<p>経営力向上設備等は、計画認定後に取得することが原則ですが、設備を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により事業に必要な設備を追加する場合も同様です）。なお、設備の取得時期は、平成29年4月1日以降かつ計画の実施期間内に取得したものである必要があります。</p> <p>上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。</p>
共- 37	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、工業会証明書の取得や経営力向上計画の認定が遅れているが、それに対する措置はあるか。</p>	<p>経営力向上計画の認定申請先において、令和2年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請（受理）までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は申請を受理することとします。なお、この期間に申請された経営力向上計画については、新型コロナウイルス感染症に対応する特例措置として、設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受けたものと、同様に取り扱うこととします。</p> <p>中小企業経営強化税制の適用に当たっては、設備取得後に経営力向上計画を申請する場合、設備を取得し事業の用に供した年度内に認定を受けなければなりません。この特例措置により、仮に、新型コロナウイルス感染症の影響で申請手続きが遅れ、年度内に認定が間に合わなかったケースであっても、当該年度内に中小企業等経営強化法における認定を受けたものとして取り扱われ、この税制上の要件を満たすこととなります。</p> <p>したがって、認定申請先において、当該年度中に対象設備を取得し事業供用が行われ、確定申告書を作成（本税制の適用があるものとして計算）済みであるものの、必要書類の入手のみが遅れている場合にあつては、確定申告書を提出した後で、認定書などの必要書類が入手され次第、税務署へ追加提出することも可能です。</p> <p>この特例措置は令和2年9月30日までに行われる申請に限られるため、必要書類の追加提出は、遅くとも令和2年12月末までに税務署へ提出するようにしてください。必要書類の追加提出を行った中小企業者等については、その他の適用要件を満たしている限りにおいて、本税制の適用が認められることとなります。</p> <p>※ただし、計画内容の審査の結果、認定が受けられず、必要書類の追加提出ができなかった場合には、本税制の適用要件を満たさないこととなりますので、この場合は修正申告が必要となります。（中小企業者等が自主的に修正申告を行う場合には加算税はかかりません。）</p> <p>また、この他にも、国税に関する取扱いとして、本税制の必要書類の入手が遅れたことなどにより、期限までに申告が困難なケースについては、個別の申告期限延長が認められています。詳しくは、国税庁の「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」をご確認ください。  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm</a></p>